

○大府市スポーツ功労賞等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民、本市の出身者又は本市に縁故の深い者で、大府市表彰条例（昭和48年大府市条例第1号）第3条第2号に該当するもののうち、本市スポーツの振興に関し特に功績顕著な個人又は団体に対して、大府市スポーツ功労賞等を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象等)

第2条 表彰の名称及び対象者は、次のとおりとする。

(1) 大府市スポーツ功労賞

ア オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において、優秀な成績を挙げた者

イ 世界選手権大会において、3位までの成績を挙げた者

ウ 世界的規模のスポーツ競技会において、1位となった者

エ スポーツ競技大会において、世界記録又は日本記録を更新した者

オ オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において、3位までの成績を挙げた者を2人以上育成し、又は指導した者

カ アからオまでに掲げるもののほか、本市のスポーツ振興に特に顕著な功績があったと認められる者

(2) 大府市スポーツ功労特別賞

オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会に出場した者のうち、前号アに規定する者以外の者

(表彰審査)

第3条 受賞候補者は、大府市表彰条例施行規則（昭和48年大府市規則第8号）第3条に規定する表彰審査会において選考し、市長が受賞者を決定する。

(表彰の方法)

第4条 受賞者に対し、表彰状を授与するとともに記念品を贈呈する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。